

北海道博物館告示第2号

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年5月10日

北海道博物館長 荒川 裕生

1 入札に付す事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道博物館第11回特別展資料搬送業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等
搬送仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年10月31日まで
- (4) 履行場所
搬送仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道博物館告示第1号に規定する北海道博物館第11回特別展資料搬送業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道博物館会議室
- (2) 入札日時 令和7年5月29日（木）午前10時00分
- (3) 開札場所 (1) に同じ
- (4) 開札日時 (2) に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

7 郵便等又は電報による入札

- (1) 郵送等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額及び消費税及び地方消費税等の額（以下「消費税等」とする。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、1の(1)の総価とする。なお、契約金額には非課税対象金額を含むため、入札書には課税対象金額（消費税等を除く）と非課税対象金額を明確に区分して記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と非課税対象金額の合計額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった課税対象金額の110分の100に相当する金額と非課税対象金額の合計額を入札書に記載すること。

ウ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道博物館総務部総務課

イ 所在地 郵便番号：004-0006

住 所：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

電話番号：011-898-0456

(6) 前金払

契約金額の3割に相当する額以内とする。

(7) 概算払はしない。

(8) 部分払はしない。

(9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札の執行は、公開する。